









十一条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十二条第四項」とする。

(都市計画対象事業の環境保全措置等の報告等についての読み替え)

**第二十一条** 法第四十条の二の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第十九条の二から第十九条の四までの規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、第十九条の二中「法第三十八条の二第一項」とあるのは「法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の二第一項」と、第十九条の三中「法第三十八条の三第一項」とあるのは「法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の三第一項」と、「事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

#### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この府令は、法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。ただし、第一条から第四条まで、第二十条（第一条から第四条までに係る部分に限る。）及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。  
**附則第四条第一項**の規定により手続を行う場合の手続

**第二条** 第一条及び第十六条第二項の規定は、法附則第四条第二項において準用する法第二十九条第三項の規定による公告について準用する。

この場合において、第十六条第二項第一号中「法第二十九条第一項」とあるのは「法附則第四条第二項において準用する法第二十九条第一項」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第一項」とあるのは「法附則第四条第二項において準用する法第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

2 第一条及び第十七条第二項の規定は、法附則第四条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第十七条第二項第一号中「事業者」とあるのは「法附則第四条第一項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と、同項第二号中「法第三十条第一項」とあるのは「法附則第四条第二項において準用する法第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

3 第二項において準用する第一種事業又は第二種事業の読み替え

4 第二項において準用する第一種事業又は第二種事業の読み替え

と、同号中「事業者」とあるのは「法附則第四条第一項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

**第四条第二項において準用する法第三十二条第四項の規定による公告について準用する。**この場合において、第十八条第二項第一号中「事業者」とあるのは「法附則第四条第一項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「法附則第四条第一項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

5 第二項において準用する第一種事業又は第二種事業の読み替え

2 前項の規定は、法附則第五条第六項において準用する同条第二項の規定による届出について実施しようとする者」と読み替えるものとする。

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則 (平成一二年八月一四日総理府令第九四号) 抄**

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則 (平成二三年一〇月一四日環境省令第二七号)**

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則 (平成二四年一〇月一四日環境省令第三一号)**

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(法施行前に方法書の手続を行う場合の届出)

**第三条** 法附則第五条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出て行うものとする。

一 法の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 法附則第五条第一項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業が実施されるべき区域

三 法附則第五条第一項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業の名称、種類及び規模

四 法の施行後に法第六条第一項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域となるべき地域の範囲

五 法附則第五条第一項の規定に基づき、法第五条から第十二条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨